

答 申

第 1 審査会の結論

奈良県警察本部長の決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成 1 6 年 6 月 1 8 日、奈良県情報公開条例（平成 1 3 年 3 月奈良県条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「総務課の旅費支出に関するもの一切及び復命書（平成 1 4 年 4 月 1 日～平成 1 6 年 5 月 3 1 日）（国費・県費）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 1 6 年 8 月 1 3 日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を別紙 1（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、本件行政文書のうち、次の（1）の開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の（2）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示しないことと決定した部分

- ア 「旅行命令簿」、「支出負担行為即支出決定決議書」、「債主内訳書」、「旅費精算請求書」、「概算払精算行為書」、「支出負担行為決議兼支出命令書」、「支出負担行為兼支出内訳書」、「旅費支出負担行為決議兼支出命令書」、「旅費概算請求書」、「旅費総括集計表」、「旅費総括表・請求書」、「旅行命令登録票」、「旅行命令登録票・請求書」、「取消書」、「概算払精算書」、「戻入決議書」、「戻入通知書」及び「復命書」に記載された警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影（以下「本件不開示情報 1」という。）
- イ 「支出負担行為即支出決定決議書」、「債主内訳書」、「支出負担行為決議兼支出命令書」、「旅費支出負担行為決議兼支出命令書」、「旅費総括表・請求書」、「旅行命令登録票」、「旅行命令登録票・請求書」、「赴任旅費計算書」、「取消書」、「戻入決議書」、「戻入通知書」及び「収納済通知書」に記載された債主（債権者）コード、債主（債権者）の住所、取引金融機関名（コード番号含む。）、店舗名（コード番号含む。）、預金種別（コード番号含む。）、口座番号及び職員番号並びに領収書に記載された領収書発行事業所の担当者の印影（以下「本件不開示情報 2」という。）
- ウ 「旅費精算請求書」及び「赴任旅費精算請求書」に記載された職務の級（以下「本件不開示情報 3」という。）
- エ 「支出負担行為決議書兼支出命令書」に記載された赴任旅費の支出額、「赴任旅費計算書」に記載された旅費額合計、移転料、扶養親族移転料の金額、移転料算定基礎欄、行政職相当級欄、年齢区分による扶養親族移転料の各欄、鉄道賃等算定基礎の出発地欄及び到着地欄並びに日当算定距離欄並びに「赴任旅費精算請

求書」に記載された精算額、移転料欄の定額、既給額、差引額及び扶養親族移転料の各欄（以下「本件不開示情報4」という。）

オ 「旅行命令簿」に記載された警備実施に係る用務、用務先、旅行期間及び備考の各欄、「旅費精算請求書」に記載された警備実施に係る年月日、出発地、経路、到着地、宿泊地、所要時間、日当又は日額旅費、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、その他、合計及び備考の各欄並びに「旅行命令登録票」に記載された警備実施に係る旅行期間欄の年月日、泊数、日数、特認、調整、即日、出発地、目的地、鉄道賃、車賃、宿泊料、船賃、航空賃及び日当の各欄（以下「本件不開示情報5」という。）

（2）開示しない理由

ア 条例第7条第2号の不開示情報に該当

(ア) 本件不開示情報1

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

(イ) 本件不開示情報2

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

(ウ) 本件不開示情報3及び本件不開示情報4

個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。

イ 条例第7条第4号の不開示情報に該当

本件不開示情報5については、警備実施に関する情報であり、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成16年9月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮問

平成16年10月7日、奈良県公安委員会は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非公開を取り消すこと。

2 審査請求の理由

違法、不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書の性質について

本件行政文書は、平成14年4月1日から平成16年5月31日までの間に、総務課が旅費を支出した状況を示す文書である。

国費と県費の区分については、警察法（昭和29年法律第162号）第37条及び同法施行令（昭和29年政令第151号）第2条の規定により、都道府県警察に要する経費のうち国庫が支弁するものに係る旅費は、国費から支出し、その他のものに係る旅費は県費から支出することとされている。

なお、復命書については、捜査等の業務以外の県外出張の場合等に、出張者が旅行内容を旅行命令権者に報告するために作成している。

2 条例第7条第2号の該当性について

(1) 本件不開示情報1について

奈良県警察においては、人事異動時に氏名を公表している警部以上の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については公表する慣行があると認められるところであるが、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員については、人事異動時に氏名を公表しておらず、かつ、奈良県職員録にも登載していないため、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは言えないことから、条例第7条第2号ただし書に該当せず、同号本文に該当するので不開示とした。

(2) 本件不開示情報2について

これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号本文に該当するので不開示とした。

(3) 本件不開示情報3及び4について

これらの情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とした。

3 条例第7条第4号の該当性について

(1) 本件不開示情報5について

これらの情報は、特に重要な警備事案について、警備を完遂するための警備内容が記載されており、これらの情報を公にすることにより、不法行為を敢行しようとする集団等は、警備側である警察等が、いつどのように警備計画を策定し、その計画に基づいて、警備を実施するのか等を、過去の事例等も加味して総合的に研究・分析することにより、テロ等の犯罪行為を容易にならしめることが可能となることから、将来の警衛警備業務の円滑な遂行に重大な支障を及ぼす危険性があり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその

諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成14年4月1日から平成16年5月31日までの間に、総務課職員の出張及び赴任に係る旅費を支出した状況を示す文書である。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件行政文書に記載された情報のうち、本件不開示情報1、本件不開示情報2、本件不開示情報3及び本件不開示情報4が条例第7条第2号の不開示情報に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

(1) 本件不開示情報1

ア 条例第7条第2号本文について

本件不開示情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書について

ただし書ウでは、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者(職)がどのように職務を遂行しているか(職務遂行の内容)については、たとえ、特定の公務員が識別される結果となるとしても、個人に関する情報として不開示としないこととしている。

一方、公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報としていない。

ただし、当該公務員の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている場合には、ただし書アが適用され、個人情報として不開示とならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名の情報提供等を行っている場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

公安委員会及び警察本部長以外の実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載されており、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから慣行として公にされているとして、職務遂行の内容に係る部分に含まれている場合には、ただし書アに該当するとして開示している。

しかし、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、職務の性質上職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、ただし書アに該当しない。また、印影についても、慣行として公にされているとは認められず、ただし書アに該当しない。

さらに、本件不開示情報 1 は、ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

ウ まとめ

したがって、本件不開示情報 1 は、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当すると判断する。

(2) 本件不開示情報 2

ア 条例第 7 条第 2 号本文について

本件不開示情報 2 は、旅費の支給を受けた職員及び領収書を発行した事業所の担当者の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別できる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 条例第 7 条第 2 号ただし書について

本件不開示情報 2 のうち、領収書発行事業所の担当者の印影以外は、旅費の支給を受けた職員の住所や職員個人の保有する口座に関する情報である。これらの情報は慣行として公にされているとも公にすることが予定されているとも認められないので本号ただし書アに該当せず、また、職務遂行の内容に係る部分とも認められないので本号ただし書ウに該当しない。さらに、本号ただし書イに該当しないことは明らかである。

本件不開示情報 2 のうち、領収書を発行した事業所の担当者の印影は、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ まとめ

したがって、本件不開示情報 2 は、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当すると判断する。

(3) 本件不開示情報 3

ア 条例第 7 条第 2 号本文について

本件決定において、旅費の支給を受けた職員が警部補以下の場合、氏名を不開示としていることから、本件不開示情報 3 は、特定の個人を識別することはで

きないとして開示しているが、旅費の支給を受けた職員が警部以上の場合には、氏名を開示していることから、本件不開示情報3を不開示としていることが認められる。

本件不開示情報3は、職員の基本的な給与を定めた給料表において、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に基づいて分類したものであり、その分類に基づいて、職員に支払われる給与の幅が決まることとなるものであることから、公にすることにより、旅費の支給を受けた職員がどの級に属し、どのような範囲の給与の支給を受けているのかが判明することになり、職員の権利利益を害することになるので、条例第7条第2号本文に該当する情報である。

イ 条例第7条第2号ただし書について

本件不開示情報3を公にすることを定めた法令等は存在せず、公にする慣行もないことから、本号ただし書アに該当せず、また、職務遂行の内容に係る部分とも認められないので本号ただし書ウに該当しない。さらに、本号ただし書イに該当しないことは明らかである。

ウ まとめ

したがって、本件不開示情報3は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

(4) 本件不開示情報4

ア 赴任旅費について

職員の旅行に関しては、県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号）において、「県吏員及び県費支弁職員等が公務のために旅行するときは、この条例に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）及び法を施行するための法令の例による。」とされている。

法第3条第1項では、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。」とされており、赴任とは、法第2条第1項第7号において、「新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。」と規定されている。

支給される旅費の種類は、法第6条第1項において、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とされており、それぞれ法第6条第2項から第14項までに規定する要件に応じて支給される。このうち赴任に際して支給されるものは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料である。

また、扶養親族移転料は、法第25条第1項第1号において、赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に、扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び着後手当が支給されると規定されている。

イ 条例第7条第2号本文について

上記アで示したとおり、赴任旅費には職員の扶養親族の状況も算定基礎に含まれていることから、本件不開示情報4を公にすることにより、赴任する職員が扶養親族とともに赴任するのか、又は単身で赴任するのが明らかとなる。扶養親族を伴って赴任するかどうかということは、職員の私事に関することであり、公

にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるため、本件不開示情報 4 は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書について

職員が赴任に際し、扶養親族を伴って赴任するかどうかということは、職務遂行の内容に係る部分とは認められないので本号ただし書ウに該当しない。また、本号ただし書ア及びイに該当しないことは明らかである。

エ まとめ

したがって、本件不開示情報 4 は、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当すると判断する。

4 条例第 7 条第 4 号該当性について

条例第 7 条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報 5 が条例第 7 条第 4 号の不開示情報に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

本件不開示情報 5 は、当審査会において本件対象文書を見分した結果、特に重要な警備実施に関し、職員が旅行した用務名や用務先、旅行の結果支給された旅費額や旅費の内訳等の情報であることが認められる。

これらの情報が明らかになれば、不法行為を敢行しようとする集団等は、警備側である警察等が、いつどのように警備計画を策定し、その計画に基づいて警備を実施するのか等を、過去の事例等も加味して研究し、分析することにより、テロ等の犯罪行為を容易にならしめることが可能となることから、将来の警備実施の円滑な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。このようなおそれは、不開示とされた情報の全部を公にした場合にのみ生じるのではなく、日付や旅費の額等の一部のみを公にした場合であっても、関係者においては、それらの記載を集積検討し、自己の保有する情報等と照合することで、警備の内容、手法等を推測することが容易になるものと認められるので、同様のおそれは否定することができない。

したがって、本件不開示情報 5 は、条例第 7 条第 4 号の不開示情報に該当すると判断する。

5 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙 2 のとおりである。

本件行政文書

(国 費)

旅行命令簿
支出負担行為即支出決定決議書
債主内訳書
旅費精算請求書
旅費概算請求書
概算払精算行為書
領収証

(県 費)

旅行命令簿
支出負担行為決議兼支出命令書
旅費支出負担行為決議兼支出命令書
旅費精算請求書
旅費概算請求書
旅費総括集計表
旅費総括表・請求書
旅行命令登録票
旅行命令登録票・請求書(登録票払)
赴任旅費計算書
取消書(総括表一部取消)
概算払精算書
旅行確認書
戻入通知書
収納済通知書
戻入決議書
返納通知書兼領収証書
赴任旅費精算請求書

(復 命 書)

復命書

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年10月7日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成16年12月16日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成17年7月6日 (第97回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年8月3日 (第98回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年9月8日 (第99回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年10月14日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成17年10月14日現在)